

新城市災害時要援護者避難支援制度をご存じですか？

災害時要援護者避難支援制度ってなに？

新城市では、災害時や災害発生のおそれがある場合に、一人では避難できず、また、情報を得ることが難しく、何らかの助けを必要とする人たちが円滑に地域などの支援を受けることができるよう、「災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。



災害時に安全に避難できるよう支援を！



災害時要援護者ってだれのこと？

次に掲げる方のうち、自分で避難することが困難で、災害時等において地域での支援を希望する方であって、地域で見守ってくれる人（地域支援者など）や、防災の関係者に自分の情報を提供してもいいという方です。

■ 災害時要援護者の対象者は、次のような方々です。

- ① 在宅の65歳以上の介護保険法に基づく要介護認定3以上の方
- ② 身体障害者の方で次の表に該当する方

種 別		程 度
視覚障害		1級から3級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2
	下肢	1級、2級及び3級の1
	体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		1級から3級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		1級から4級

- ③ 知的障害者の方で、療育手帳判定基準の障害程度がA、B及びC判定の方
- ④ 精神障害者の方で、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級、2級及び3級の方
- ⑤ 在宅の75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ⑥ 在宅の75歳以上の者のみの世帯の方
- ⑦ 上記①～⑥に準ずる状態あり、災害時の支援が必要と認められる方

災害時要援護者の登録

- 支援を希望される方は市に「申請書兼登録台帳」を提出していただきます。
- 市はこの申請書に基づき、支援に必要な情報を把握する台帳（災害時要援護者登録台帳）を作成します。申請書兼登録台帳は、本人が直接又は地域支援者、民生委員さんや自主防災会などを通じて提出していただきます。
- 作成された登録台帳は、地域支援者、自主防災組織（行政区）、消防団、民生委員等にお渡しし、災害時等の支援体制を整えていただくために活用します。（市の防災関係部局や、警察関係者も共有します。）
- 登録台帳には個人情報に掲載されますので、情報を提供してもよいというご本人の同意が必要になります。
- 登録台帳へは、「住所」、「氏名」、「性別」、「電話番号」などの他、支援が必要な理由等、災害時や平常時の支援に役立つと思われる事項や、「地域支援者」の情報も記入していただきます。
- 障害等の理由で、本人の申請書への記入や申請が困難な場合は、配偶者、扶養義務者及び保護者により代理記載、代理申請ができます。

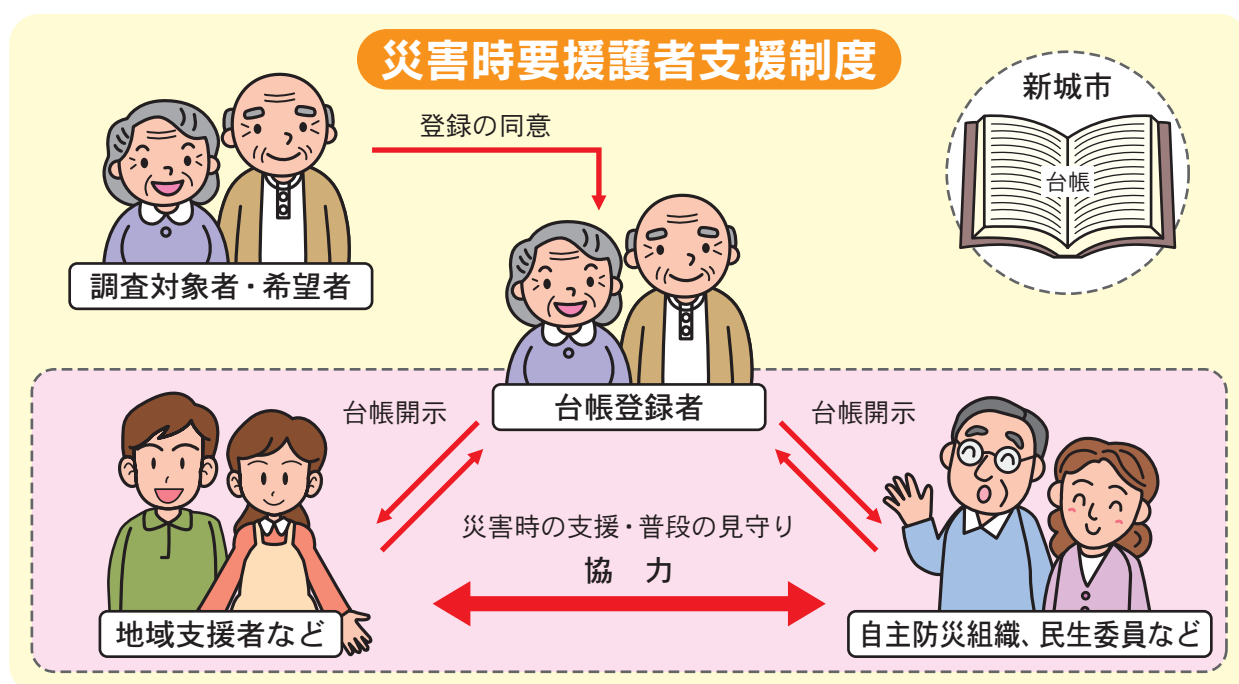
地域支援者ってだれのこと？

- 災害時要援護者に対し、災害が発生しそうな場合や発生したときに、災害に関する情報を伝え、一緒に避難するなどの支援を行っていただく方です。
- このような活動ができるよう、日頃から声掛けや相談等も行っていただきます。
- いざというとき、すぐに支援ができるように、災害時要援護者の意向を踏まえて、協力の得られた近隣住民（近隣の近親者）の方々の中から2名程度にお願いしたいと考えています。
- 地域支援者の住所、氏名等の個人情報も登録台帳に記載されますので、支援を行うために必要な個人情報を提供することについて同意していただくことになります。



地域の皆さまへ

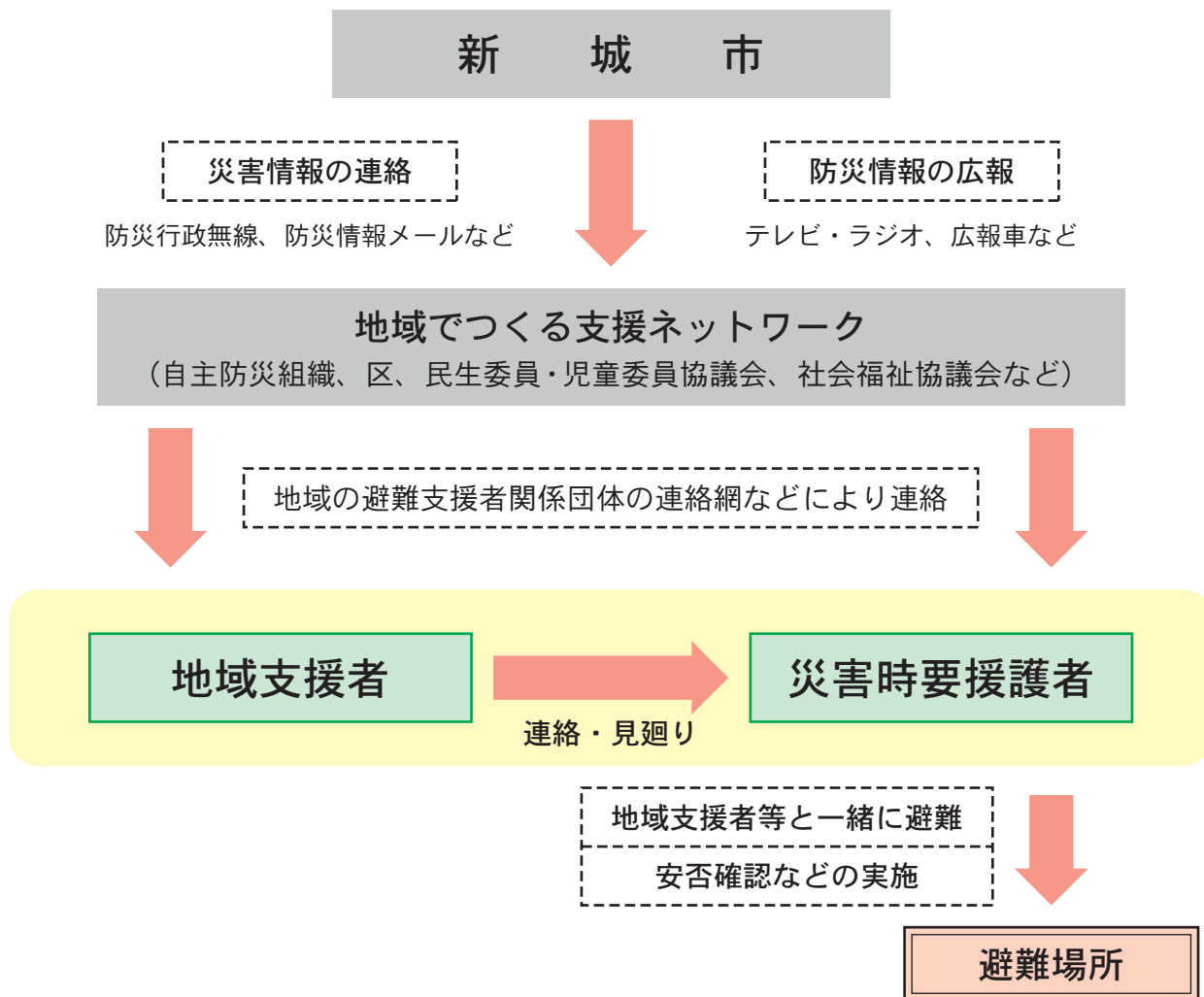
- 災害時等には、消防を始めとする行政機関や消防団などが、避難住民の誘導など、様々な公的支援を行います。それだけでは限界があります。
- この制度は、災害時要援護者を地域の中で見守り、災害が発生し、また発生が予想される場合には、地域支援者や地域の人たちが一緒に避難するなど、災害時要援護者の支援を行うという共助の精神に基づく地域活動です。
- 自主防災組織、行政区、民生委員など地域の皆さまには、このような趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。



注意！

- 災害時要援護者は、地域支援者等のボランティア精神に基づき支援を受けるものであるため、登録台帳への登録によって、災害時等の支援が保障されるものではありません。
- 「地域支援者」は、災害時要援護者の避難誘導等に関して、決してその責任が問われるものではありません。

避難支援の流れ



登録には申請が必要です！

- 登録には申請が必要です。申請書の様式や記入方法など詳細は、下記連絡先までお問合せ下さい。

高齢者の方	福祉部 介護高齢課	電話 23-7688
身体、知的、精神障害者の方	福祉部 福祉課	電話 23-7624
その他の方、又は制度全般について	消防本部 防災対策課	電話 22-4804